

令和2年2月  
自動車局

# 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」及び 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱い について」の一部改正案について

## 1. 背景

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

また、指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、これまでも、悪質な不正事案が発生した際に徹底を図ってきたところであるが、現在に至るまで依然として不正車検が複数発生しており、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、自動車検査に対する国民の信頼を損ないかねない状況にある。

これに伴い、自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け国自整第127号）について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正概要

### （1）「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の改正

自動車分解整備事業を自動車特定整備事業に改める等の所要の改正を行うほか、認証事業者に係る認証の取消しについても、5台以上のペーパー車検（※）、不正改造状態での車検手続又はこれらの手続きを依頼等したときを処分の対象とする。

（※）自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為

### （2）「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の改正

エーミングの実施等、法令に基づき自動車特定整備事業者に課せられることとなる義務に違反した場合の処分点数を新たに規定するほか、ペーパー車検、不正改造状態での車検手続又はこれらの手続きを依頼等したときの違反点数を以下の通り引き上げる等の改正を行う。

（現行）違反点数 10点／台

（改正後）違反点数 15点／台（5台以上は取消し）

## 3. スケジュール（予定）

通達発出：令和2年3月下旬

施行：令和2年4月1日（道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日）

ただし、ペーパー車検、不正改造状態での車検手続又はこれらの手続きを依頼等したときの処分については、令和2年7月1日